

要件設定型一般競争入札の実施について

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び佐伯市契約規則（平成 17 年佐伯市規則第 66 号）第 22 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 9 月 8 日

佐伯市長 富高国



第 1 競争入札に付する事項

- 1 件名 令和 7 年度佐伯市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等集計・分析業務
- 2 契約期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 13 日まで
- 3 仕様 別紙仕様書のとおり
- 4 予定価格 公表しない
- 5 最低制限価格 適用しない

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者又は同条第 2 項の規定に基づく佐伯市の入札参加制限を受けていない者であること。
- 2 佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成 24 年佐伯市告示第 155 号。以下「競争入札参加資格要綱」という。）に規定する有資格者であること。
- 3 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成 24 年告示第 163 号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 入札予定日以前 3 か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 5 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 881 条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開

始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したもの（除く。）でないこと。

- 6 この入札に参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上經營に関与している者を含む。）が、佐伯市暴力団排除条例（平成23年佐伯市条例第43号。）第6条第1項に定める暴力団関係者でない者であること。
- 7 地方公共団体において、過去3年（令和3年度から令和5年度）の間に同様の業務委託契約を締結し、履行した実績が複数回あること。

第3 入札手続等

- 1 担当課（入札及び契約担当課）

郵便番号 876-0844

佐伯市向島1丁目3番8号（佐伯市保健福祉総合センター和楽3階）

佐伯市福祉保健部高齢者福祉課地域包括ケア推進係

電話番号 0972-23-1622（直通） ファックス 0972-23-1661

電子メールアドレス caresuisin@city.saiki.lg.jp

- 2 仕様書等の交付の期間及び方法

（1）交付期間

公告日から令和7年9月24日水曜日の午後5時00分まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

（2）交付方法

仕様書等（公告の写し及び各種様式含む）の交付については、佐伯市ホームページに掲載するので、ダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、第3の1の担当課へ問い合わせること。

- 3 仕様書に対する質問書の提出方法等

仕様書に対する質問がある場合には、次により電子メール（様式3）で提出すること。

（1）提出期限及び提出方法

仕様書に対する質問がある場合には、公告日から令和7年9月17日水曜日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時00分までに第3の1の担当課へ電子メール（質問書を添付）により提出すること。なお、電子メール本文に担当者名、連絡先を必ず記載すること。また、送信した旨を第3の1の担当課へ電話すること。

（2）質問に対する回答

令和7年9月19日金曜日午後5時00分までに、質問者に電子メールにて回答する。ただし、内容によってはホームページ（<https://www.city.saiki.oita.jp/>）で公表する。

- 4 競争入札参加資格確認申請書類の提出期間等

入札参加者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出期間内に提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

（1）提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書 1部

イ 実績調書 1部

※イについては任意の様式とし、添付の作成例を参照のこと。

(2) 提出期間

公告日から令和7年9月16日火曜日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時00分まで

(3) 提出方法

提出期間内に第3の1の担当課に持参又は郵送（一般書留、簡易書留のいずれかによる。）により提出すること。郵送に係る費用は入札者の負担とする。なお、郵送する場合は、事前に電話連絡すること。

(4) 提出された申請書は、返却しないものとする。

(5) 提出期間以降における申請書の修正、差替え又は再提出は、原則として認めないものとする。

(6) 提出書類の様式は、佐伯市ホームページ（<https://www.city.saiki.oita.jp>）からダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、第3の1の担当課へ問合せすること。

5 競争入札参加資格の確認及び通知

入札参加者から提出された申請書に基づき、令和7年9月17日水曜日午後5時00分までに入札参加資格を確認するものとする。入札参加資格を有する者に対する通知は省略することができるものとし、入札参加資格を有しない者に対する通知は、令和7年9月17日水曜日午後5時00分までに行うものとする。

6 入札説明会 実施しない

7 入札保証金 免除する

8 入札及び開札等

(1) 入札方法

郵便入札とする。

入札書の提出方法は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。なお、郵便入札の場合、入札書は代表者が作成するため、当該入札に関する委任状は不要とする。

(2) 提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和7年9月24日水曜日午後5時00分までに必着のこと

イ 提出先 第3の1の担当課宛て

(3) 郵送方法

一般書留、簡易書留のいずれかによる。それ以外の方法で郵送した場合は無効とする。

郵送に係る費用は入札者の負担とする。

郵送方法等の詳細は、別紙「郵便入札に関する留意事項」を参照のこと。

(4) 開札の日時及び場所

令和7年9月25日本曜日 午後2時00分

佐伯市役所本庁舎2階 202会議室

(5) 開札の立会

開札に立会いを希望する場合（各者1名まで）は、公告日から開札日前日の正午までに第3の1の担当課へ開札立会申請書を郵送又は電子メールにより提出することとし、申請書を発送又は送信後、担当課に電話連絡すること。立会の受付は、開札予定時間の10分前から行うものとする。

なお、郵送による場合の係る費用は入札者の負担とする。

また、入札者の立会いがない場合は、入札事務に關係のない職員を立会人とする。

（6）入札回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。初回入札において落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札を行う旨（日時、場所、方法について）を入札参加者へ連絡することとする。ただし、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札を無効とされた者は、再度の入札に参加できないものとする。

なお、再度入札でも落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積合わせを行う。その場合の見積方法、見積期限については別途指示するものとする。

（7）その他

ア 入札書に記載する金額は、集計・分析業務に関する一切の諸経費を加味した金額（税抜き）を記載すること。

イ 落札者の決定は、最低価格落札方式で行う。

ウ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とする。

エ 入札書への記載は、ペン又はボールペン（えんぴつ、消せるボールペン等訂正が容易にできる筆記具は不可）を使用すること。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

キ 入札書の郵送後においても入札の辞退を認めるものとする。この場合において、辞退しようとする入札者は、開札日時までに辞退届（様式2）を入札執行者に提出しなければならない。

第4 落札者の決定方法

- 1 開札後は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 2 落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、直ちに落札者の順位を決定するため、くじ番号による抽選を実施する。
- 3 くじ番号による抽選方法は、入札書に記載されたくじ番号をもとに本市が定める所定の計算式にあてはめて算出した結果によって落札者を決定する方法とする。

第5 入札結果について

開札終了後、速やかに、落札者に電話で連絡するとともに、応札者全員（辞退した者を除く）に、後日、入札結果を郵送するものとする。

第6 契約保証金

免除する

第7 入札の無効

1 佐伯市契約規則第28条に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない場合がある。

- (1) 記名押印を欠く入札
- (2) 金額の記載がない入札
- (3) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (4) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。
- (5) 二以上の意思表示をした入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) この公告に示した申請書を提出しない者のした入札（申請書の未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。）
- (8) この公告に示した競争参加資格のない者又は申請書に虚偽の記載をした者の入札
- (9) 申請書の説明を求めた場合において、正当な理由無くこれを拒否した者のした入札
- (10) その他入札に関する条件（関係法令、仕様書、本入札に関する添付資料等の記載事項）に違反した入札

2 この入札において情報が寄せられ、落札予定者が明らかであり、当該情報が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該情報を談合情報として取り扱うものとする。また、談合があったと認定した場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えたうえで再度公告を行うものとする。

- (1) 入札に参加する者が落札予定者等について話し合った事実を客観的に示すメモ、録音又は録画テープ、ファクシミリ送信票等の具体的な物証
- (2) 落札予定金額（率）
- (3) 一般競争入札における入札参加者
※入札参加者が容易に類推できる入札に係る情報を除く
- (4) その他談合に参加した当事者以外に知り得ないもの

第8 契約書の作成

- 1 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- 2 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとす

る。

- 4 落札者は、落札の通知を受けた日から 7 日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。期間内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

第 9 その他

- 1 この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、佐伯市契約規則、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- 2 申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。
- 3 契約担当者は、落札者決定後、契約締結までの間に落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消しを行うことができるものとする。
この場合において、契約担当者は落札者決定の取消しに伴う損害賠償の責を一切負わないものとする。
 - (1) 指名停止に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - (2) この入札の公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- 4 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 5 契約担当者は、必要があると認められる場合は、入札若しくは開札の延期又は中止を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、入札若しくは開札の延期又は中止に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- 6 この競争入札に参加しようとした者から提出された申請書は、公表しないものとする。ただし、情報公開請求、地方自治法第 98 条による請求又は刑事訴訟法第 197 条第 2 項による照会等があったときはこの限りでない。
- 7 入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。
- 8 その他不明な点は、第 3 の 1 の担当課まで照会すること。